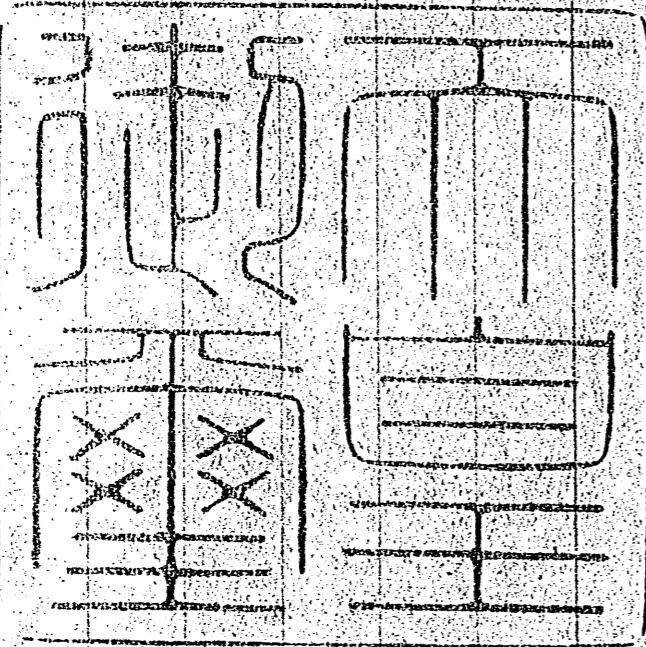


勅令
第 二 百 四 十 二 號

朕樞密顧問、諮詢ヲ經テ陸軍省官制中改
正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

裕仁



昭和二十年四月二十七日

内閣總理大臣男爵
陸軍大臣

鈴木貫太郎
阿南惟幾

勅令第二百四十二號

陸軍省官制中左ノ通改正ス

第六條中「七局」ヲ「六局」ニ改メ「整備局」ヲ削ル

第十條中「及軍務課」ヲ「軍務課及戰備課」ニ改ム

第十一條第十一號中「留學將校及總力戰研究所研究生」ヲ「
及留學將校」ニ改ム

第十二條ニ左ノ一號ヲ加フ

十 交通、運輸及通信ニ關スル事項（陸軍兵器行政本部所掌
ノモノヲ除ク）

第十二條ノ二 戰備課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 物資動員一般ニ關スル事項
- 二 生産力擴充一般ニ關スル事項
- 三 海外軍需物資ノ取得及利用ノ一般ニ關スル事項（政策ノ基本ニ關スルモノヲ除ク）
- 四 軍需工業ノ指導及助成ノ統制竝ニ軍需品ノ製造等ノ監督ノ統制ニ關スル事項
- 五 軍需動員ニ要スル人員ノ需給調整及勞務ノ一般ニ關スル事項
- 六 軍需品ノ製造設備ノ計畫及其ノ實施ノ統制ニ關スル事項
- 七 軍需品ノ原料及材料竝ニ燃料及脂油ノ調査及研究ノ統制竝ニ規格ノ統制ニ關スル事項

- 八 軍需品ノ原料及材料竝ニ燃料及脂油ノ需給調整ニ關スル事項
- 九 電力及工作機械ノ一般ニ關スル事項
- 十 陸軍共済組合ニ關スル事項
- 第十三條 兵務局ニ兵務課及兵備課ヲ置ク
- 第十四條 第一號中「憲兵及」ヲ、同條第七號中「防衛課所掌及」ヲ削リ同條ニ左ノ六號ヲ加フ
- 十 軍事警察（法務局所掌ノモノヲ除ク）及軍機ノ保護ニ關スル事項
- 十一 防諜ニ關スル事項
- 十二 防空ニ關スル事項

十三 戒嚴及警備ニ關スル事項

十四 衛戍勤務ニ關スル事項

十五 要塞地帯法、陸軍輸送港域軍事取締法等ニ關スル事項

第十五條ニ左ノ十二號ヲ加フ

七 軍馬ノ供給、飼養、管理及検査ニ關スル事項

八 地方馬ノ調査及検査ニ關スル事項

九 馬政局ニ關スル事項

十 獸醫部ノ勤務及教育並ニ蹄鐵術ノ教育ニ關スル事項

十一 軍用動物ノ衛生及裝飾ニ關スル事項

十二 獸醫部ノ戰時諸規則ニ關スル事項

十三 獸醫資材ノ整備、補給及検査ニ關スル事項

十四 獸醫資材ノ調査、研究及審査ニ關スル事項

十五 獸醫資材ノ製造及貯蔵ノ設備ニ關スル事項（築設及管

理ヲ除ク）

十六 獸醫資材ノ工業ノ指導、助成及監督ニ關スル事項（主

計課所掌ノモノヲ除ク）

十七 軍犬及軍鳩ニ關スル事項

十八 軍馬及其ノ他ノ鞍馬用軍用動物ノ海外資源ニ關スル事

項

第十六條 削除

第十七條 削除

第十七條ノ二ヲ削ル

陸軍省令第一〇一號

内閣府

第十八條 削除

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十一條ノ二ヲ削ル

第二十四條中「監査課、」ヲ削ル

第二十五條ニ左ノ七號ヲ加フ

十 會計（陸軍大臣ノ監督ニ關スル法人其ノ他ノ團體ノ會計ヲ含ム）ノ監査ニ關スル事項

十一 陸軍經理部、陸軍兵器行政本部經理部、陸軍航空本部經理部及陸軍燃料本部經理部ノ管轄外陸軍部隊ノ會計事務ノ監督ニ關スル事項

十二 陸軍作業會計經營ニ關スル會計上ノ監督ニ關スル事項

十三 民間工場ニ對スル經理及原價調査ノ監督ニ關スル事項

十四 諸給與及經理規定ニ關スル事項

十五 歳入徵收報告及支出報告ニ關スル事項

十六 陸軍經理部所掌事務以外ニ係ル民事訴訟ニ關スル事項

第二十六條 削除

第二十七條第六號中「監査課」ヲ「主計課」ニ改ム

第二十八條第一號中「防衛課、」及「及陸軍航空本部」ヲ、同條第二號中「（防衛課所掌ノモノヲ除ク）」ヲ削リ同條第八號中「監査課」ヲ「主計課」ニ改ム

第三十一條第六號中「監査課」ヲ「主計課」ニ改ム

附表ヲ左ノ如ク改ム

(附表)

- 考
- 五 屬定員内ニ於テ必要ニ應ジ准士官 下士官及技手ヲ用フルコトヲ得
 - 六 本表ノ外臨時必要ニ應ジ軍務局長ヲ補佐ヒシムル爲軍務局附一ヲ置キ他ニ本職ヲ有スル兵科ノ少將又ハ大佐ヲシテ之ヲ兼ホシムルコトヲ得
 - 七 本表定員ノ外臨時必要ニ應ジ兼勤者ヲ置クコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍省 陸軍部	陸軍省 陸軍部 主任 陸軍少将 大佐 中佐	陸軍省 陸軍部 主任 大佐 中佐	陸軍省 陸軍部 主任 大佐 中佐	陸軍省 陸軍部 主任 大佐 中佐
海軍省 海軍部	海軍省 海軍部 主任 海軍少将 大佐 中佐	海軍省 海軍部 主任 大佐 中佐	海軍省 海軍部 主任 大佐 中佐	海軍省 海軍部 主任 大佐 中佐
陸軍省 陸軍部 主任 大佐 中佐	陸軍省 陸軍部 主任 大佐 中佐	陸軍省 陸軍部 主任 大佐 中佐	陸軍省 陸軍部 主任 大佐 中佐	陸軍省 陸軍部 主任 大佐 中佐

(附表)

陸軍省職員表

考 備	(將中大) 官 次	政務次官		一
		參與官		一
		書記官 理事官		五
		專任		一
考 備	(將少中) 官 次	大臣官	大臣官	一
		秘書官	副官	一
		人事局長	中少將	一
		軍務局長	中少將	一
考 備	(將少中) 官 次	兵務局長	中少將	一
		經理局長	主計中少將	一
		醫務局長	軍醫中少將	一
		法務局長	法務中少將	一
考 備	(將少中) 官 次	補任課長	兵科大中佐	一
		恩賞課長	兵科大中佐	一
		軍事課長	兵科大中佐	一
		軍務課長	兵科大中佐	一
考 備	(將少中) 官 次	戰備課長	兵科大中佐	一
		兵務課長	兵科大中佐	一
		兵備課長	兵科大中佐	一
		主計課長	主計大中佐	一
考 備	(將少中) 官 次	衣糧課長	主計大中佐	一
		建築課長	主計大中佐	一
		衛生課長	軍醫大中佐	一
		醫事課長	軍醫大中佐	一
考 備	(將少中) 官 次	課員	兵科中少佐	二
		課員	兵科少佐大尉	二
		課員	兵科中少佐	二
		課員	兵科少佐大尉	二
考 備	(將少中) 官 次	課員	兵科中少佐	二
		課員	兵科少佐大尉	二
		課員	兵科中少佐	二
		課員	兵科少佐大尉	二
考 備	(將少中) 官 次	課員	兵科中少佐	二
		課員	兵科少佐大尉	二
		課員	兵科中少佐	二
		課員	兵科少佐大尉	二

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則